

○草加市高齢者及び障害者住宅改善整備資金融資条例

平成4年3月23日

条例第4号

改正 平成11年12月22日条例第27号

平成12年3月28日条例第20号

平成24年6月21日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）の居住環境を改善するため、高齢者等の居室等を増改築し、又は改造するために必要な資金（以下「整備資金」という。）を融資し、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「高齢者等」とは、次の各号の一に該当する者で、その居室等において日常生活を営む上で支障があるものをいう。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 埼玉県療育手帳制度要綱（昭和48年障福第1125号）に規定する療育手帳の交付を受けた者
- (4) 前3号に準ずる者として市長が認めた者

2 この条例において「指定金融機関」とは、市長がこの条例に定めるところに従い、融資契約を締結した金融機関をいう。

(融資対象者)

第3条 整備資金の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に1年以上引き続き居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 高齢者等又はその高齢者等と同居若しくは同居しようとする親族、親権を行う者若しくは成年後見人であること。
- (3) 自己資金のみでは高齢者等の居室等を増改築し、又は改造することが困難な者であること。

(4) 市税を完納している者であること。

(平 1 2 条例 2 0 ・ 平 2 4 条例 2 4 ・ 一部改正)

(融資対象経費)

第 4 条 整備資金の融資の対象となる経費は、高齢者等が日常生活において直接使用する居室等の増改築又は改造に必要な経費で、次の各号の一に該当する工事に必要なものとする。

(1) 居室の増改築又は改造工事

(2) 門、玄関、屋内各室出入口、廊下等における高齢者等の通行を円滑にするための改造工事

(3) 居室、台所、浴室、便所、押入れ等において、高齢者等の使用を確保するための改造工事

(4) その他前 3 号に掲げる箇所において、高齢者等の安全確保に必要な設備の設置工事
(融資限度額)

第 5 条 融資の限度額は、1 世帯につき 3, 0 0 0, 0 0 0 円とする。

(融資期間、償還方法及び利子)

第 6 条 融資期間、償還方法及び利子は、次に掲げるとおりとする。

(1) 融資期間 融資を受けた月の翌月から起算して 1 0 年以内とする。

(2) 償還方法 元金均等月賦償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。

(3) 利子 無利子とする。

(融資の申請)

第 7 条 整備資金の融資を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資申請書に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第 8 条 申請者は、1 人以上の連帯保証人を必要とし、連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 埼玉県内に 1 年以上引き続き居住し、住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）上の行為能力者であること。

(3) 弁済能力を有する者であること。

2 連帯保証人が前項第 2 号及び第 3 号の要件を欠いたときは、速やかに新たな連帯保証

人をたて市長の承認を受けなければならない。

(平 2 4 条例 2 4 ・ 一部改正)

(融資審査会の設置)

第 9 条 整備資金の融資について必要な事項を調査審議するため、草加市福祉融資審査会
(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織その他必要な事項は、規則で定める。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 一部改正)

(融資の決定)

第 1 0 条 市長は、第 7 条の規定により融資の申請があったときは、審査会に諮り、融資
の可否及び融資額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第 1 1 条 前条の規定により融資の決定通知を受けた者は、特別の事情がない限り、その
通知を受けた日から 9 0 日以内に工事に着手しなければならない。

(融資金の交付)

第 1 2 条 指定金融機関は、市長から融資通知書を受けたときは、速やかに融資を行うも
のとする。

(預託)

第 1 3 条 市長は、この条例による整備資金の融資を円滑にするため、指定金融機関に対
し、毎年度予算の範囲内において必要な資金を預託するものとする。

(延滞金)

第 1 4 条 整備資金の融資を受けた者は、第 6 条に規定する償還を怠った場合は、指定金
融機関の定める延滞金を納めなければならない。

(指定金融機関の報告)

第 1 5 条 指定金融機関は、整備資金の融資を行ったとき及び償還を受けたときは、市長
に融資状況及び償還状況の報告をしなければならない。

(利子補給)

第 1 6 条 市長は、前条の規定により融資状況及び償還状況の報告を受けたときは、指定
金融機関に対し利子を納入するものとする。

(融資の取消し等)

第 1 7 条 市長は、整備資金の融資を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、

融資の全部又は一部を取り消し、融資金の返還を求めることができる。

- (1) 融資申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 融資決定通知後 90 日以内に工事に着手しないとき。
- (3) 故意に融資金の償還を怠ったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

(処分の制限)

第 18 条 整備資金の融資を受けた者は、整備資金により増改築し、又は改造した居室等を融資金の償還が完了するまでの期間、市長の許可なく融資の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与又は担保に供してはならない。

(必要書類の提出)

第 19 条 市長は、必要があると認めたときは、整備資金の融資を受けた者から書類の提出を求めることができる。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(草加市老人居室整備資金融資に関する条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 草加市老人居室整備資金融資に関する条例（昭和 48 年条例第 56 号）
- (2) 草加市重度心身障害者居宅改善整備資金融資条例（昭和 53 年条例第 9 号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧草加市老人居室整備資金融資に関する条例又は旧草加市重度心身障害者居宅改善整備資金融資条例の規定により融資を受けている整備資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年条例第 27 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 20 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 24 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。